

（表）

| 景観形成チェックシート                                                |           |                                                                                 |   |
|------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|---|
| 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。 |           |                                                                                 |   |
| 対象事項                                                       | 景観形成基準    | チェック欄                                                                           |   |
| 建築物                                                        | 配置        | ・周辺の環境と一体となった、ゆとりある配置とするよう努めている。                                                | ○ |
|                                                            |           | ・建物が連続する地域では、建物の壁面の位置などに配慮し、連続性のあるまちなみとなるよう努めている。                               | ○ |
|                                                            | 規模        | ・周辺のまちなみに配慮した高さや規模とし、調和を図っている。                                                  | ○ |
|                                                            |           | ・高さは、周囲の眺望景観を妨げないよう配慮している。                                                      | ○ |
|                                                            |           | ・規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感を与えないよう配慮している。                                                | ○ |
|                                                            | 形態<br>意匠  | ・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周辺の建物との調和に配慮している。                                     | ○ |
|                                                            |           | ・屋根や外壁に使用する素材・色彩は、周辺の環境や周囲の建物に調和するように配慮している。                                    | ○ |
|                                                            |           | ・特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、周辺景観と調和する素材・色彩を使用するように努めている。                       | ○ |
|                                                            |           | ・外観の基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用していない。                                         | ○ |
|                                                            |           | ・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮している。                                                    | ○ |
|                                                            | 建築<br>設備  | ・室外機や太陽光発電等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努めている。                              | ○ |
|                                                            |           | ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどによる修景や建物と一体的に見えるデザインにするなど、建物との調和を図り、目立たないように配慮している。 | - |
|                                                            | 外構・<br>植栽 | ・公共の場所に接する部分では、緑化や植栽に努め、周辺環境との調和を図っている。                                         | ○ |
|                                                            |           | ・建物の周りは花や樹木の植栽により、うるおいのある空間を形成するよう努めている。                                        | ○ |

(裏)

| 対象事項             |                                      | 景観形成基準                                                                                                                                              | チェック欄 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 工作物              | 配置                                   | ・周辺の景観への影響を極力与えないように配慮している。                                                                                                                         | —     |
|                  |                                      | ・尾根近くにおいては、できる限り低い位置とし、稜線を乱さないよう配慮している。                                                                                                             | —     |
|                  | 規模                                   | ・高さは、周辺の景観や眺望景観を妨げないよう配慮している。                                                                                                                       | —     |
|                  | 形態意匠                                 | ・周辺景観との調和に配慮し、周囲に違和感を与えないような形態意匠としている。                                                                                                              | —     |
|                  |                                      | ・基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用していない。                                                                                                                | —     |
| 植栽               | ・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮し、敷地周囲の植栽に努めている。 | —                                                                                                                                                   |       |
| 開発行為及び土地の区画形質の変更 | 切土・盛土                                | ・切土、盛土は必要最小限とし、大規模な法面が生じないように努めている。                                                                                                                 | —     |
|                  |                                      | ・法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努め、周辺景観との調和に配慮している。                                                                                              | —     |
|                  |                                      | ・開発後の状態が、周辺の景観と不調和にならないよう努めている。                                                                                                                     | —     |
|                  | 植栽                                   | ・法面緑化や擁壁の前部緑化等に努めている。                                                                                                                               | —     |
| 木竹の伐採            |                                      | ・木竹の伐採は必要最小限とし、公共の場所等の遠方からの見え方に配慮している。                                                                                                              | —     |
|                  |                                      | ・伐採後は周辺景観や植生に配慮した植栽等により景観の復元に努めている。                                                                                                                 | —     |
| 屋外の堆積            | 堆積                                   | ・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、整然とした堆積としている。                                                                                                            | —     |
|                  | 緑化・遮蔽                                | ・極力公共の場所から容易に見えない場所とし、やむを得ず公共の場所から見える場合には、周囲に緑化や柵・塀等を設置し、周辺の景観に配慮している。                                                                              | —     |
|                  |                                      | ・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮している。                                                                                                                    | —     |
| 景観形成面で特に配慮した事項   |                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建築設備（室外機）を道路から望見できないように、建物の側面に設置した。</b></li> <li>・ <b>公共の場所に接する部分に植栽を行い、うるおいある空間の演出を図った。</b></li> </ul> |       |